

大和市告示第159号

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年7月23日

大和市長 大 木 哲

大和市がん検診推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市がん検診推進事業実施要綱（平成22年大和市告示第112号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年度新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について（平成29年3月27日健発0327第4号厚生労働省健康局長通知）」を「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施について（平成30年3月28日健発0328第20号厚生労働省健康局長通知）」に改める。

第8条中「診療所」の次に「、医療法人徳洲会大和徳洲会病院」を加える。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第11条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による助成から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの紹介を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第10条第3項の規定による女性の決定を行わない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

検診の種類	性別等	年齢	生年月日
子宮頸がん検診	女性	19歳	平成10年4月2日から平成11年4月1日まで
		20歳	平成9年4月2日から平成10年4月1日まで
		21歳	平成8年4月2日から平成9年4月1日まで
		23歳	平成6年4月2日から平成7年4月1日まで
		25歳	平成4年4月2日から平成5年4月1日まで
		27歳	平成2年4月2日から平成3年4月1日まで
乳がん検診（視触診 及びマンモグラフィ 併用）	女性	40歳	昭和52年4月2日から昭和53年4月1日まで
		45歳	昭和47年4月2日から昭和48年4月1日まで
		50歳	昭和42年4月2日から昭和43年4月1日まで
		55歳	昭和37年4月2日から昭和38年4月1日まで

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。